

愛媛県議会会議規則の一部を改正する規則

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（議案提出の手續及び措置） 第15条 議員が議案を提出するときは、その案を備え、理由を付し、成規の賛成者と<u>ともに記名</u>して議長に提出しなければならない。 2・3 省略 （修正の動議） 第50条 議員が修正案を発議するときは、その案を<u>備え</u>、理由を<u>付し</u>、成規の発議者が<u>その氏名を連記して</u>議長に提出しなければならない。 2・3 省略 （欠席届及び退席届） 第85条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、<u>看護</u>その他のやむを得ない事由により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。 2・3 省略 （懲罰の動議） 第93条 議員が懲罰の動議を発議するときは、その案を<u>備え</u>、理由を<u>付し</u>、成規の発議者が<u>その氏名を連記して</u>議長に提出しなければならない。 2 省略	（議案提出の手續及び措置） 第15条 議員が議案を提出するときは、その案を備え、理由を付し、成規の賛成者と<u>連署</u>して議長に提出しなければならない。 2・3 省略 （修正の動議） 第50条 議員が修正案を発議するときは、その案を<u>具え</u>、理由を<u>附し</u>、成規の発議者が<u>連署して、これを</u>議長に提出しなければならない。 2・3 省略 （欠席届及び退席届） 第85条 議員は、公務、疾病、出産_____、育児、介護_____その他のやむを得ない事由により議会に出席することができないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。 2・3 省略 （懲罰の動議） 第93条 議員が懲罰の動議を発議するときは、その案を<u>具え</u>、理由を<u>附し</u>、成規の発議者が<u>連署して、これを</u>議長に提出しなければならない。 2 省略

第111条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等

_____により

行うこととしているもの（第24条及び第25条第2項の規定による通知に限る。）については、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織_____

_____を使用

する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

第111条 議長が行う通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うこととしているもの（第24条及び第25条第2項の規定による通知に限る。）については、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会又は議長若しくは議員若しくは議会の職員であつて法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。））を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の規定により行われた通知については、当該通知を文書

等により行うものとして規定した通知に関するこの規則の規定に規定する文書等により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の規定により行われた通知は、同項の通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第25条第2項又は第50条第3項の規定による議員及び知事に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定

等により行うものとして規定した通知に関するこの規則の規定に規定する文書等により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項_____の規定により行われた通知は、同項の通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第25条第2項_____の規定による議員及び知事に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成）

第111条の2 この規則の規定において議会等が文書等を作成することが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、文書等の作成に代えて当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を文書等により行うものとして規定した作成に関するこの規則の規定に規定する文書等により行われたものとみなして、当該作成に関するこの規則の規定を適用する。

議 案 説 明

議会における情報通信技術を活用する方法により手続を行うために必要となる事項を定めるとともに、議会の欠席事由に家族の介護及び配偶者の出産を明記することで、多様な層の住民がより議会に参画しやすい環境を整備するため、この規則の一部を改正しようとするものである。